

令和7年

長岡市教育委員会
5月定例会

議 案

議案第 31 号

条例改正の申出について

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 7 年 5 月 20 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第5条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第6条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第2項及び第5項、第15条並びに第16条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条に</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第5条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第6条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第2項及び第5項、第15条並びに第16条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条に</p>

において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる

において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行う
_____こと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第26条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の

育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等 が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第26条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

<p>(2) (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間は、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>(2) (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間は、連携施設の確保をしないことができる。</p>
--	--

(長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業者を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定める	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業者を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定める

ものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第39号)第26条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項___において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項___において同じ。)にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子ども

ものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第39号)第26条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子ども

に集団保育を体験させるための機
会の設定、特定地域型保育の適切
な提供に必要な特定地域型保育事
業者に対する相談、助言その他の
保育の内容に関する支援（次項に
おいて「保育内容支援」という。）
を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者に
より特定地域型保育の提供を受け
ていた満3歳未満保育認定子ども
（事業所内保育事業を利用する満
3歳未満保育認定子どもにあって
は、第37条第2項に規定するその
他の小学校就学前子どもに限る。
以下この号及び第6項第1号にお
いて同じ。）を、当該特定地域型
保育の提供の終了に際して、当該
満3歳未満保育認定子どもに係る
教育・保育給付認定保護者の希望
に基づき、引き続き当該連携施設
において受け入れて教育・保育を
提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者に
よる保育内容支援の実施に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認
める場合であって、次の各号に掲げ
る要件の全てを満たすと認めるとき
は、前項第1号の規定を適用しない
こととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育
内容支援連携協力者を適切に確保

に集団保育を体験させるための機
会の設定、特定地域型保育の適切
な提供に必要な特定地域型保育事
業者に対する相談、助言その他の
保育の内容に関する支援を行う

_____ こと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者に
より特定地域型保育の提供を受け
ていた満3歳未満保育認定子ども
（事業所内保育事業を利用する満
3歳未満保育認定子どもにあって
は、第37条第2項に規定するその
他の小学校就学前子どもに限る。
以下この号及び第4項第1号にお
いて同じ。）を、当該特定地域型
保育の提供の終了に際して、当該
満3歳未満保育認定子どもに係る
教育・保育給付認定保護者の希望
に基づき、引き続き当該連携施設
において受け入れて教育・保育を
提供すること。

保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者 〃 が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- ・ 3 歳未満児を受け入れる小規模保育を行う家庭的保育事業者等が、集団保育を体験する機会の提供など保育内容の支援を行う連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)を確保しないことができる経過措置期間を 5 年延長する。
- ・ 保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が困難な場合、小規模保育などを行う「保育内容支援連携協力者」を確保することで、連携施設を確保しないことができるよう改正する。
- ・ 「代替保育連携協力者」の確保が著しく困難な場合、代替保育に係る連携施設を確保しないことができるよう改正する。

3 施行期日

公布の日